

令和6年度 随意契約の公表(財政部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和6年4月1日から令和6年9月30日までの随意契約
【財政部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
財政課 (ふるさと納税推進室)	地方公会計システムPPP年間保守業務	令和6年4月1日	株式会社システムディ	京都市中央区烏丸通三条上る場之町603番地	550,000	保守対象のソフトウェアは契約相手方が作成したパッケージソフトウェアであり、障害対応やメンテナンスはソフトウェア内部の情報を知る契約相手方にしかできないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
財政課 (ふるさと納税推進室)	ふるさと納税支援業務	令和6年4月1日	株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号	<サイト利用> 決済金額の10% <決済> 決済金額の3%~3.5% <受領証明書発送BPOサービス> 単価契約 1件当たり80円	ふるさと納税ポータルサイトにおいて、国内最大級のシェアを有するとともに、安価でサービスを提供する事業者との契約であるため、その性質や目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
財政課 (ふるさと納税推進室)	ふるさと納税決済関係業務	令和6年4月1日	株式会社池田泉州銀行JCB株式会社池田泉州銀行DC	大阪府大阪市北区豊崎三丁目2番1号	<決済> 決済金額の1%	本市が利用しているふるさと納税ポータルサイト(ふるさとチョイス)において、利用可能な地域金融機関系クレジット会社は同社のみとなることから、その性質や目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
財政課 (ふるさと納税推進室)	記念品調達・送付等関係業務委託契約	令和6年4月1日	一般社団法人八尾市観光協会	大阪府八尾市北本町二丁目1番ペンタブラザ20号	単価契約	本市の魅力を発信することができる記念品の調達や発送をする業務であり、委託先については、市内の様々な地域資源に精通しており、多くの市内事業者と関わりがあることが必要となることから、その性質や目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

令和6年度 随意契約の公表(財政部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和6年4月1日から令和6年9月30日までの随意契約
【財政部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
財政課 (ふるさと納税推進室)	ふるさと納税支援業務	令和6年4月1日	楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス	<サイト利用> 決済金額の約6.3% <決済> 決済金額の約2.7%	多くの自治体に参加し、全国に広く寄附を募るための媒体として非常に有用でありながら安価でサービスの提供が可能な事業者であることから、その性質や目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
財政課 (ふるさと納税推進室)	ふるさと納税支援業務	令和6年4月1日	株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルN棟2階	<サイト利用> 決済金額の10% ~12% <決済> 決済金額の1% 月額固定費 4,500円(税別)	多くの自治体に参加し、全国に広く寄附を募るための媒体として非常に有用でありながら安価でサービスの提供が可能な事業者であることから、その性質や目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
財政課 (ふるさと納税推進室)	ふるさと納税支援業務	令和6年4月1日	株式会社シフトセブンコンサルティング	福岡県福岡市中央区赤坂1丁目16番5号	単価契約 月額固定費 30,000円 1件当たり150円	ふるさと納税ワンストップ特例制度について、寄附者の利便性向上と事務効率向上を図るためオンラインワンストップシステムを利用する必要があり、本システム(自治体マイページ)は本市が利用するふるさと納税管理システムを提供する事業者が開発したシステムであるため、その性質や目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
財政課 (ふるさと納税推進室)	ふるさと納税支援業務	令和6年6月11日	ANAあきんど株式会社	東京都中央区日本橋二丁目14番1号	<サイト利用> 決済金額の8%	ANAあきんど株式会社が運営するANAのふるさと納税は寄附者1人あたりの平均寄附金額が高いことが特徴となっており、本市のふるさと納税の傾向に合致する寄附サイトである。本寄附サイトを利用するにあたり、同事業者と契約する必要があることから、その性質や目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

令和6年度 随意契約の公表(財政部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和6年4月1日から令和6年9月30日までの随意契約

【財政部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
財政課 (ふるさと納税推進室)	ふるさと納税決済関係業務	令和6年6月10日	株式会社DG フィナンシャル テクノロジー	東京都渋谷区恵 比寿南三丁目5番 7号	<決済> 決裁金額の1% 月額基本料 1,500円(税別)	本市が利用しているふるさと納税ポータルサイト(ANAのふるさと納税)において、利用可能な決済サービス会社が同事業者のみとなっており、その性質や目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
財産活用課	公用車貸出等事務業務	令和6年4月1日	公益社団法人 八尾市シル バー人材セン ター	八尾市宮町1丁目 10番32号	単価契約 1時間当たり 1,170円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターとの契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
市民税課	地方税電子申告・納税システムサービス提供業務に係る契約	令和6年4月1日	株式会社 イン テック 行政システム 事業本部 西日本公共ソ リューション部	大阪府中央区久 太郎町一丁目6番 29号 JRE堺筋本町スク エア	3,009,600	本業務を提供できる事業者は、地方税共同機構が定める認定委託先事業者に限定されること、また、本業務で取り扱う電子データは、単年度で約24万件に及び、他業者との契約に切替えた場合、基幹税務システムとの連携確認等で膨大な作業が生じることから、支障なく適正な課税業務及び徴収業務の遂行を可能とするのは当該業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民税課	八尾市税関係システム運用保守業務委託契約	令和6年4月1日	株式会社 ア イネス 関西支社	大阪府中央区本 町二丁目5番7号	27,482,400	本システムは、契約相手方が開発したパッケージシステムを八尾市向けにカスタマイズしたものであり、現況を熟知し保守及び障害発生時の迅速かつ円滑な対応が可能なのは当該業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

令和6年度 随意契約の公表(財政部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和6年4月1日から令和6年9月30日までの随意契約
【財政部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
市民税課	令和6年度税制改正対応のための八尾市税関係システム改修業務委託契約	令和6年4月1日	株式会社 アイネス 関西支社	大阪府中央区本町二丁目5番7号	19,690,000	本システムの開発・保守業者であり、システム改修可能な唯一の業者と認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民税課	定額減税にともなう八尾市税関係システム改修業務委託契約	令和6年4月1日	株式会社 アイネス 関西支社	大阪府中央区本町二丁目5番7号	15,950,000	本システムの開発・保守業者であり、システム改修可能な唯一の業者と認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
資産税課	令和6年度固定資産(土地)評価業務	令和6年5月15日	一般財団法人 日本不動産研究所近畿支社	大阪府北区堂島一丁目1番5号 関電不動産梅田新道ビル2階	4,809,200	本業務については、本市の評価システムや、都市計画区域・用途地域などの状況に精通している必要があり、本市の評価替え業務に携わった同社以外では実施することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

令和6年度 随意契約の公表(財政部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和6年4月1日から令和6年9月30日までの随意契約
【財政部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
資産税課	令和7年度の固定資産税(土地)の価格修正において活用する標準宅地の時点修正に関する業務	令和6年7月1日	公益社団法人 大阪府不動産 鑑定士協会	大阪市西区阿波 座一丁目6番1号 JMFビル西本町01 8階	4,599,100	本業務については、評価基準に定める地価公示価格等との調整、全国及び都道府県単位の情報交換及び調整が必要であり、同社以外に実施できるものがないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
資産税課	令和6年度八尾市固定資産税家屋評価システム運用保守業務	令和6年4月1日	NTT-ATエム タック株式会社	東京都新宿区西 新宿三丁目20番 地2号東京オペラ シティタワー36F	792,000	本システムは左記契約業者が開発した独自のシステムであり、そのシステムの運用保守については同社でしか行えないものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
納税課	八尾市コンビニエンスストア等収納代行業務委託契約	令和6年4月1日	株式会社NTT データ	東京都江東区豊 洲三丁目3番3号	一部単価契約 (年間見込額) 10,798,378	当該業者は、セキュリティレベルが最も高いLGWAN(総合行政ネットワーク)を使用することができるASP(アプリケーションサービスプロバイダー)提供者として、本市が独自のサーバーなどを開発することなく安全に市税等の収納データの送受信を完結することのできるシステムを構築している。また、各コンビニからの納付データ及び収納金を取りまとめ、収納データの送受信から収納金の本市への払込みまでを一元管理できる業者は他にないことから、同社と随意契約を締結した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

令和6年度 随意契約の公表(財政部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和6年4月1日から令和6年9月30日までの随意契約
【財政部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
納税課	口座振替データ分割統合業務委託契約	令和6年4月1日	株式会社DACS	大阪府中央区瓦町一丁目4番8号	一部単価契約 (年間見込額) 1,409,100	当該業者とは平成24年度に指名競争入札により契約。以降対象種目の追加に伴い、導入コストや各システムとの適合改修、金融機関とのシステム調整期間の必要性を考慮して、現行システムに係るサポートが必要不可欠であることから同社と随意契約を締結した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
納税課	令和6年度軽JNKS制度改正対応委託契約	令和6年9月1日	株式会社アイネス関西支社	大阪府中央区本町二丁目5番7号	660,000	本契約の相手方は、八尾市税関係システムの開発・保守業者であり、システム改修可能な唯一の業者と認められることから同社と随意契約を締結した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
臨時特別給付金プロジェクトチーム	八尾市定額減税補足給付金(調整給付)給付業務	令和6年5月20日	株式会社アド電通大阪	大阪府北区中之島三丁目2番4号中之島フェスティバルタワー・ウエスト	128,892,156	当該給付金については、可能な限り速やかな支給が求められており、早急を実施する必要から競争入札に付する時間的余裕がなく、また、同時期に全自治体の当該給付金業務が集中するため、入札では確実に委託先を確保することが困難である。同社は現在本市において八尾市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加支援[繰越分])給付業務等を受託しており、本業務については現在設置している市民対応窓口及びコールセンター等関連機器一式を継続して利用することができるのと同時に、確認書等審査、市民対応及びコールセンター対応等についての経験を有している。さらに、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施され、同社へ委託する八尾市物価高騰対応重点支援給付金給付業務と一体的に実施することが不可欠であり、限られた時間で迅速かつ正確、丁寧な対応を実施するためには、同社と契約締結することが合理的であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当)

令和6年度 随意契約の公表(財政部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和6年4月1日から令和6年9月30日までの随意契約
【財政部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
臨時特別給付金プロジェクトチーム	八尾市定額減税補足給付金(調整給付)給付管理システム導入業務	令和6年5月20日	行政システム株式会社大阪支店	大阪市淀川区宮原四丁目5-41	6,560,400	同社は本市において令和3年度、令和4年度及び令和5年度における給付金給付管理システムの導入及び改修業務の実績があり、本市の住基データ、税データ等の取扱い知識や経験も豊富に有している。また、既存システム及びその関連機器を継続して利用することが可能である。限られた時間で正確かつ迅速に給付金の支給を行うことができるのは同社のみとなるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
臨時特別給付金プロジェクトチーム	給付支援サービスに係るサービス利用	令和6年6月15日	株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲3丁目3番3号	4,712,400	給付支援サービスは、デジタル庁が提供する自治体の給付事務を支援するデジタルサービスであり、本サービスを提供できる事業者は、デジタル庁が給付支援サービスの運用及び自治体へのサービス提供業務を委託している運用事業者に限られます。契約の相手方である株式会社NTTデータは当該運用事業者であり、本サービスの利用については同社以外では実施することが不可能なため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)